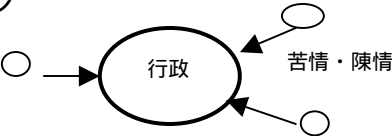
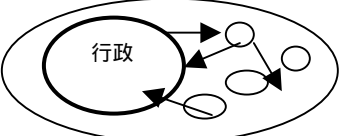
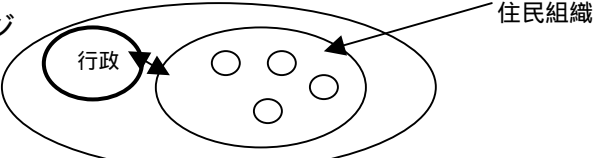


段階	主体	内容	具体例
第1段階 (大きな政府)	行政	[まちづくり・政策立案は行政の独占事業] ・行政が大きな権限を持ち、まちづくり全般について主体となる ・住民は苦情・陳情等を行政に申し出る イメージ 	
第2段階	行政	[行政が政策立案能力を向上させるため住民の声を聞く] ・行政が住民への公聴の場を設ける (行政と住民が対峙するイメージ、住民も勝手なことばかり言う) ・行政が住民との議論の場を設ける ・行政が住民との情報共有を進める (住民が「公共」について考え始め、町全体の利益を考えた上で発言することが多くなる) イメージ 	市民集会 公聴会
第3段階 (移行期)	行政 住民	[行政が住民の政策立案能力の向上につとめる] ・行政が住民同士の議論をするための場づくり(お膳立て)をする ・住民同士でまちづくりについて議論をする ・議論の運営は住民の組織(NPO等)が行う ・行政が情報提供(情報共有)を積極的に行う ・行政は住民同士の議論で生まれた提案などを政策に反映させる仕組みをつくる イメージ 	くらし・まちづくり会議 藤沢市市民電子会議室
第4段階 (小さな政府)	住民	[住民がまちづくりの主体になる] ・行政は住民からの提案を政策にまとめ、それを執行する ・行政情報等も行政が公開・共有を進めるのではなく、住民組織(NPO等)が、行政情報の共有化をすすめる ・まちづくり専門のNPOが成熟し、住民自治の支援を行う イメージ 